

医療・介護・福祉物価高騰対策特別支援事業実施要綱を次のように定める。

令和6年2月5日

岩見沢市長 松野 哲

医療・介護・福祉物価高騰対策特別支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、診療報酬、介護報酬など公定価格等で運営され、物価の高騰分を利用者負担に転嫁できない、介護保険施設、障がい福祉施設及び医療機関等に対して、医療・介護・福祉物価高騰対策特別支援金（以下「支援金」という。）を交付することにより、運営事業の負担を軽減し、安定したサービス提供の継続を支援することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 介護保険施設

ア 介護保険入所施設 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、認知症対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護及び地域密着型特定施設入居者生活介護を行う事業所をいう。

イ 介護保険通所施設 通所介護、地域密着型通所介護、通所リハビリテーション、小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護を行う事業所をいう。

ウ 介護保険その他施設 訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅介護支援、介護予防支援及び福祉用具貸与を行う事業所をいう。

(2) 障がい福祉施設

ア 障がい福祉入所施設 施設入所支援及び共同生活援助を行う事業所をいう。

イ 障がい福祉通所施設 生活介護、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童発達支援及び放課後等デイサービスを行う事業所をいう。

ウ 障がい福祉その他施設 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び計画相談支援を行う事業所をいう。

(3) 医療機関等（国、北海道、市及び独立行政法人設置機関を除く。）

ア 病院

イ 有床診療所

ウ 無床診療所

エ 歯科

オ 調剤薬局

(交付対象者)

第3条 支援金の交付対象者は、市内において前条第1号、第2号又は第3号に定める施設等（令和6年1月1日及び申請日時点において休止又は廃止している施設等を除く。）を運営する法人等とする。

(支援金の額)

第4条 支援金の額は、1施設等につき、別表に掲げる支給額とする。

2 支給額は、令和6年1月1日時点の定員等により算定する。

(交付申請)

第5条 支援金の交付を受けようとする者は、医療・介護・福祉物価高騰対策特別支援金交付申請書を市長に提出しなければならない。

2 申請期限は、令和6年2月29日とする。ただし、市長は、やむを得ない事情があると認めるときは、申請期限を延長することができる。

(交付決定等の通知)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、支援金を交付することが適当と認めるときは、医療・介護・福祉物価高騰対策特別支援金交付決定通知書により当該申請者に通知し、支援金を交付するものとする。なお、支援金を交付することが不適当と認めるときは、医療・

介護・福祉物価高騰対策特別支援金不交付決定通知書により当該申請者に通知するものとする。

(支援金の返還)

第7条 市長は、偽りその他不正の手段により支援金の交付を受けた者があるときは、支援金の交付決定の全部又は一部を取り消し、交付済みの支援金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

別表（第4条関係）

施設区分	基準額
介護保険入所施設	1 定員当たり 5,000円
介護保険通所施設	1 定員当たり 3,000円
介護保険その他施設	1 施設当たり 25,000円
障がい福祉入所施設	1 定員当たり 5,000円
障がい福祉通所施設	1 定員当たり 3,000円
障がい福祉その他施設	1 施設当たり 25,000円
病院	1 床当たり 5,000円
有床診療所	1 床当たり 5,000円
無床診療所	1 施設当たり 25,000円
歯科	1 施設当たり 25,000円
調剤薬局	1 施設当たり 25,000円

備考

- 1 障がい福祉通所施設のうち、児童発達支援及び放課後等デイサービスを同一施設で提供している場合は、児童発達支援の定員数で算定する。
- 2 障がい福祉その他施設のうち、居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護について同一施設で複数のサービスを提供している場合は、1施設として算定する。